

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）（抜粋）

III. 各分野の政策の推進

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

②政府関係機関の地方移転

文化庁については、外交関係や国会対応の業務、政策の企画立案業務（関係省庁との調整等）の事務についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、地域の文化資源を活用した観光振興や地方創生の拡充に向けた対応の強化、我が国の文化の国際発信力の向上など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転する。このため、本年 4 月に立ち上げられた文化庁移転協議会において、抜本的な組織見直し・東京での事務体制の構築や移転時期、移転費用・移転後の経常的経費への対応などを検討する。ICT の活用等による実証実験を行いつつ、8 月末をめどに移転に係る組織体制等の概要をとりまとめ、年内をめどに具体的な内容を決定し、数年の内に京都に移転する。なお、文化関係独立行政法人は、上記と並行して、検討を進める。